

平成28年 教育委員会3回定例会 会議録

日 時 平成28年2月23日（火）

午後3時02分～午後4時47分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- （１）『議案第6号』千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則

第 2 協議

【子ども総務課】

- （１）平成27年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）

【文化振興課】

- （１）千代田区指定文化財の指定

第 3 報告

【子ども総務課】

- （１）平成28年第1回区議会定例会報告
（２）教育事務に関する議案に係る意見聴取

【子育て推進課】

- （１）平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金の申請状況等
（２）保育機能を備えた子育て支援施設運営事業者の選定結果

【指導課】

- （１）いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成28年1月）

【文化振興課】

- （１）龍星閣竹久夢二コレクションの寄贈

第 4 その他

【子ども総務課】

- （１）第3回千代田区総合教育会議の開催
（２）教育委員会行事予定表
（３）広報千代田（3月5日号）掲載事項

議事日程（追加）

第 1 議案

【指導課】

- （１）『議案第7号』学校運営協議会設置校の指定について

出席委員（４名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（11名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	中尾 真理子
子育て推進課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	伊藤 司
指導課長	杉浦 伸一
文化振興課長	柳 晃一

欠席委員（０名）

欠席職員（０名）

書記（２名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

中川委員長	開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。 ただいまから平成28年教育委員会第3回定例会を開会します。 本日、中尾子ども支援課長は、所用により遅参いたします。 今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。
-------	---

◎日程第１ 議案

指導課

（１）『議案第６号』千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則

中川委員長	それでは、日程第１、議案に入ります。 議案第６号、千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則について
-------	---

指 導 課 長

て、指導課長より説明をお願いいたします。

前回、2月9日の教育委員会定例会におきましてご協議いただいた学校運営協議会に関する規則でございます。

前回いただいたご意見等をもとに、次の5つの条文に修正を加えましたので、ご説明いたします。

第2条、文言の整理でございます。「協議会の設置を希望する学校の状況を踏まえ」という文章を削除いたしました。また、「協議会の設置校を指定した学校に協議会を設置する」の文言を、「協議会の設置校を指定することができる」といたしました。

続きまして、第4条、変更はございませんが、「毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない」につきまして、「前年度に次年度の方針を作成し」としてはどうかという意見と、細部を書き込むと混乱するのではないかと、両意見がありました。そこで、文言は変更はしないという形にいたしました。

続きまして、第6条、文言の追加でございます。「委員15名以内」というところを、「委員10名以内（当該指定学校が中学校である場合にあっては、15名以内）」という形に訂正をいたしました。

第7条の4、文言修正でございます。「その職に必要な適性を欠くこととなり」、または、「欠いていることが明らかとなった場合」という文言を、「第2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合」に訂正をいたしました。

第10条、文言修正でございます。「代表が必要と認めたときは」の部分、代表の権限が大きくなり過ぎることへの懸念等もありましたので、「協議会が判断した場合は」と訂正をいたしました。また、「代表が必要と認めたときは、公開しない」という文言に対して、具体的に公開しない理由を示したほうがよいという意見がございましたので、「個人情報を含む場合その他公開することが適当でないと協議会が判断した場合は」という文言に改めました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 川 委 員 長

はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

古川委員。

古 川 委 員

第6条の追記された部分、人数のことなんですけれども、小学校が10名ということになりますね、中学校は15名。その差の理由をお願いします。

指 導 課 長

今後、小学校を指定することも視野に入れまして、当初は15名、中学校対象ではございましたが、校区が小学校のほうが小さいということもございまして、その校区の大きさにあわせて、小学校は10名といたしました。

古 川 委 員

はい、ありがとうございます。

中 川 委 員 長

よろしいですか。

	そのほかはいかがでしょう。 教育長もよろしいですか。 (な し)
中川委員長	特にないようですので、議案第6号について採決します。 賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
中川委員長	はい。全員賛成につき、議案第6号を決定することといたします。 ここで教育委員会を一時中断いたします。 (休憩 15:07～15:08)

◎追加日程第1 議案

指導課

(1) 『議案第7号』学校運営協議会設置校の指定について

中川委員長	それでは、教育委員会を再開します。 ただいまお配りした追加日程、第1を、本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、異議はありませんか。 (異議なし)
中川委員長	全員異議なしと認め、決定いたします。 追加日程第1を議題にいたします。 議案第7号、学校運営協議会設置校の指定について、指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	それでは、引き続き学校運営協議会設置校の指定をお願いいたします。 これは、先ほど議決いただきました教育委員会規則第1号千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則第2条「千代田区教育委員会は、協議会の設置校を指定することができる」、及び附則第2条、「施行期日にかかわらず、協議会の設置の手続きは施行期日前に行うことができる」に基づくものでございます。 指定校は、千代田区立麴町中学校及び神田一橋中学校の2校でございます。また、指定の期間は、規則第2条の2項により、平成28年4月1日より2カ年度でございます。 千代田区におきましては、中等教育のあり方検討会報告等を踏まえまして、中等教育の充実に向けた協議を重ねてまいりましたが、特に、保護者や地域の方々と協力して、選ばれる学校づくりを進めていくため、在来中学校2校に試行的に本制度を導入するというものでございます。 なお、参考資料としまして、同2校から提出されました学校指定申請書及び実施計画書を添えました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
中川委員長	この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたしま

	す。
	古川委員。
古 川 委 員	神田一橋の実施計画書なんですけれども、組織の構成の人数の合計が抜けているのと、あと、事務局の合計人数が15名となっています。
中川委員長	事務担当者。
古 川 委 員	5名ですね。
指 導 課 長	委員おっしゃるとおり誤りでございました。こちらのほうで訂正をしまして、組織の合計人数15名、そして事務局は5名と訂正をいたします。失礼いたしました。
中川委員長	ほかにいかがでしょうか。
	金丸委員。
金 丸 委 員	これからのこともあるので、確認のためにお聞きしたいと思うんですが、この麴町中学校並びに神田一橋中学校からは、後ろの添付の書類のように、申請書が出ている。これからも申請が出てきたところについて検討するというような段取りになっていくんでしょうか。それとも、申請が出ていなくても、教育委員会として指定していくということも考慮するということなんでしょうか。
指 導 課 長	基本的には、これは学校が主体になるものでございますので、申請書は基本的には出していただくという流れをつくりたいと思っております。
中川委員長	ありがとうございました。 よろしいですか。
	(了 承)
中川委員長	ほかには。
	(な し)
中川委員長	それでは、ここで第7号について採決したいと思います。 賛成の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、議案第7号を決定することといたします。

◎日程第2 協議

子ども総務課

- (1) 平成27年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
報告書(案)

文化振興課

- (1) 千代田区指定文化財の指定

中川委員長	次に、日程第2、協議に入ります。 まず、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び

評価報告書の案についてご説明いたします。

こちらの点検・評価につきましては、地教行法の規定に基づき、毎年度実施しているものでございます。本年度の報告書の案を作成いたしましたので、本日協議事項として提出させていただいたものです。

では、資料をご覧くださいと思います。

初めが目次になってございます。

1枚おめくりいただきまして、次に、根拠となりました地教行法の規定の条文が出てございます。

その次が概要ということで、この点検・評価について、大まかなところを記載してございます。

それから、3ページ目に行きまして、対象事業一覧、こちらにつきましては、既にこちらの委員会のほうでご決定いただきました、この12事業を本年度は点検・評価の対象として進めてきたところでございます。

それから、4ページ以降になります。こちらが、各事業についての点検・評価のシートということになります。この内容につきましては、決算の際に使用した資料をベースといたしまして、事業に対する評価、それから課題、方向性等を記載したものでございます。こちらは12事業全てについてまとめてございます。

続きまして、28ページをご覧くださいと思います。28ページから32ページにかけまして、有識者の方々の意見を記載してございます。こちらの意見内容につきましても、既にこちらの委員会で皆様にご覧いただいているところでございますが、本年度は、明石先生、湯川先生、村上先生、それから武内先生、この4名の先生方に、有識者ということでご意見を述べていただきました。

次に、33ページになります。ここからが全体のまとめということになりますので、これ以降、5番のところを主にご説明させていただきたいと思います。

まず最初、(1)きめ細かな指導の推進についての課題及び今後の取り組みの方向性ということでございます。

まず、区費の非常勤講師についてですが、こちらについて、各学校の状況がそれぞれ異なっていることから、各校一律ではなく、それぞれの教育課題に即した形で対応していきたいという、そういった方向性を記載しているところでございます。

それから、次の達成度調査でございますが、こちらについては、達成度調査の結果の分析システムを十分に活用し切れていないという反省を記載してございます。今後につきましては、この分析システムを一層有効に活用し、より効果的な授業改善プランに達成度調査をつなげていきたいと考えてございます。

次に、この達成度調査に関してですが、中学校の理科と社会の達成度が低いということが、有識者の方々からも指摘されているところでございまし

た。この原因究明が求められるということでございますが、現在のところ、まだ十分な原因解明はできていないという状況でございます。引き続き結果の分析を行いながら、基礎的・基本的な学力の定着につなげていきたいと考えてございます。

それから、この理科教育ということでございますと、小学校科学教育センターの取り組みがございます。こちらにつきましては、平成27年度からは、区内の大学を会場として実施し、大学の整備された環境と専門的知識を持つスタッフの指導によって、より効果的なセンターの運営を実施しておりますので、次年度以降も引き続きこうした取り組みに努めていきたいと考えてございます。

次に、（２）ＩＣＴ教育の推進についてでございます。

ＩＣＴ教育の推進におきましては、まず、全ての教員がこのＩＣＴ機器を十分活用できるようにすることが必要であると考えてございます。

２つ目の黒丸にあります、有識者の方々からのご指摘でございますが、今後は授業評価も実施し、このＩＣＴ教育の効果を検証し、ＩＣＴを活用した授業実践の効果的なあり方を探求していくことが求められるというご指摘がございました。これにつきましては、本区では、既に教育課題研究のテーマを「ＩＣＴ機器の効果的な活用」とし、効果的なＩＣＴ機器の活用について、この２年間研究を進めているところでございます。

次のページに行ってくださいまして、ＩＣＴにつきましては、有識者の先生方には、神田一橋中学校、それから九段中等教育学校をご視察いただきまして、ＩＣＴ教育の実際についてご覧いただきました。その中で、十分な施設、設備があることをご確認いただきまして、これを今後どうやって生かしていくか、あるいは学力面で、多様な生徒同士が学び合えるようなＩＣＴの活用、それから家庭におけるデジタル・デバイドの解消、そういった視点からのＩＣＴ教育を考える必要があるのではないかというご指摘があったところでございます。

これにつきましてはいろいろな方法が考えられると思いますが、今後はＩＣＴをアクティブ・ラーニングに活用していく、あるいは情報モラルに関する学習の展開、それから家庭学習に活用できるようなホームページコンテンツの充実を検討していくことを考えているところでございます。

ＩＣＴは１つのツールですので、これを双方向型教育へ転換していくことが必要である、それから、主体的に学ぶ力、コミュニケーション能力の育成にＩＣＴを活用していく、そういった形で教育内容の方向や改善を図っていくという方向性を考えてございます。

次に、（３）の個に応じた指導の充実でございます。

特別な配慮や支援を必要とする子どもへの適切な指導方法や支援方法について、各学校・園の実態に応じた発達支援アドバイザーの配置を行っていきたいと考えてございます。

それから、学校生活サポートの資質向上に向けても、取り組んでいきたい

と考えてございます。

次に、（４）から（７）まで、区立保育園・こども園の運営、私立保育所補助金、認証保育所等補助金、私立保育所等整備補助、これらはいずれも保育についての量的拡大、それから質的向上についての事業ということでございます。

こちらにつきましては、今後は、区立園については、区立園の特徴を伸ばしていくとともに、連携園である私立園との協働・交流を促進し、すぐれた保育環境や保育スキルを共有していくことによって、保育の質の向上を図っていきたいと考えているところでございます。

それから、現在、未就学児の数が増加しておりまして、保育需要が非常に増えている状況がございます。これについては、区立保育園の定員の弾力的な運用、それから私立認可保育所の整備等、多様な手法を活用いたしまして、保育園の入所待機児ゼロを継続していきたいと考えてございます。

また、35ページの2つ目の丸のところになりますが、待機児ゼロを継続するという目的と補助金の支給範囲と支給額のバランス、これを考えていく必要があると考えております。

それから、区立保育園・こども園につきましては、基幹園に位置づけ、地域の子育ての支援拠点として、保護者の子育てに対応できるよう、その機能の充実に努めてまいります。

また、私立の認可保育所に対しては、適切な指導監督を行うとともに、区独自の加算給付等の財政支援を引き続き行ってまいります。

それから、保育の質の向上や保育人材の確保の取り組みの充実ということについては、指摘が数多くございました。こちらにつきましては、区職員や外部の専門家による巡回指導を実施していくほか、私立保育所の保育士向けの研修や施設見学会の開催、それから幼児同士の交流促進などを行っていきたいと考えてございます。さらに、保育士の定着ということが課題でございますが、これについては、区独自の処遇改善補助制度等を今後促進していきたいと考えてございます。

次に、保育園の園庭の問題でございます。園庭がなく手狭な認証保育所等に対しては、代替園庭として指定されている公園あるいは児童遊園について、今後環境整備を進めていく予定でございます。

それから、区立の認可保育所、幼稚園など、多様化する乳幼児施設の教育・保育内容の平等性の維持ということが課題と考えてございます。これにつきましては、危機管理アドバイザーによる保育環境のチェック等を行いまして、運営状況について、区の指導・監督体制の充実に図り、さまざまな保育施設がある中で、保育内容に差ができないように配慮していきたいと考えてございます。

それから、このページ最後の黒丸になりますが、区民の待機児ゼロの次の目標として、在勤者の保育ニーズに応える取り組みに期待したいというご意見が有識者の方からございました。これにつきましては、現在既に丸の内地

区や永田町地区におきましては、多くの在勤者が認証保育所を利用しているという実態がございます。また、子ども・子育ての支援新制度におきましては、事業所内保育については、地域の子どもを一定数受け入れた場合には、給付の対象となりますので、在勤者の保育ニーズに対する制度の整備ということも進んできているという状況でございます。

次のページに参りまして、私立の学童クラブ運営補助、それから放課後子どもプランということでございます。

こちら、学童クラブにつきましても、学童クラブの待機児ゼロを維持していくということを引き続き目標として掲げて進めてまいります。

学校内学童クラブの定員拡大に当たりましては、空きスペースの問題がございますが、これにつきましては、児童館の区立学童クラブや私立の学童クラブの連携や拡充などにより、待機児童ゼロの継続を目指していきたいと考えてございます。

それから、放課後子ども教室についてですが、1行目のところ、放課後子ども教室の「参加児童の加」とありますが、正しくは「参加児童の増加」で1文字抜けてございますので、つけ加えさせていただきます。

放課後子ども教室についても、参加児童が増加しておりまして、実施場所の確保が困難となっております。これにつきましては、引き続き学校の協力を得ながら、児童が放課後安心して過ごせる場所の確保に努めてまいります。

それから、学童クラブの質の向上についても課題となっております。私立の学童クラブについては、引き続き運営支援を行っていくほか、東京都等で実施いたします各種研修等に積極的に参加するよう働きかけ、人材定着に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、10番といたしまして、中高生等の居場所づくりでございます。こちら、特に障害児の放課後の居場所事業ということで、平成27年4月からその対象を特別支援学校の高校生まで拡大いたしました。今後も障害児童や保護者が安心して過ごすことができ、利用しやすい環境を整備していく必要があると考えてございます。

次に、11番、総合相談のところでございますが、最近相談内容が非常に多様化、また複雑化しております。そこで、相談援助技術の向上、あるいは要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関あるいは児童相談所との連携が非常に重要であるという認識でございます。

それから、要保護児童対策地域協議会による地域の見守り体制のさらなる強化を推進していきたいと考えてございます。

また、次のページに参りまして、居所不明児童が問題となっておりますが、これについては、各課との連携をさらに強化していくとともに、自治体間での連携のあり方についても検討を進めてまいります。

特に、相談におきまして、対応困難なケースについては、児童相談所との連携をしながら、児童の最善の利益実現を求めていくという方法で進めてま

います。

最後に、12番、神田一橋中学校改修整備でございますが、神田一橋中学校につきましては、大幅な設備更新によりまして、特に課題となっておりました校舎のエネルギー使用量は、改修前に比べ4割以上削減されたという実績がございます。今後は、改修により整備しました学校施設をどのように活用して教育内容の充実に役立てていくかということが課題となっております。

資料の38ページからは参考資料ということで、今回の点検・評価に対する有識者会議の概要、それから点検・評価の実施要綱がついているところでございます。

こちらの報告書の案につきまして、本日皆様のご意見をお伺いした上で、さらに修正等を加えまして、次の委員会で議案として提出させていただきたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

35ページの上から2つ目の丸ですね。「区立保育園・こども園は」と書いてあるんですが、2行目に、「地域の子育て支援拠点として、保護者の子育て相談に対応できるよう」と書いてございますよね。これは児童・家庭支援センターの相談機能みたいなものが、これらの園に設置されるというようなことを意味しているのですか。

子育て推進課長

今回の子ども・子育て支援新制度の中で、各保育所が保護者の気軽な相談場所として、この地域の子育て支援拠点として位置づけられております。ですので、日ごろの子育てについて、簡単な悩み、大きな悩みもありましたらば、当然児童・家庭支援センターにつなげていくという役割も負っておりますが、もう少し気軽に、保護者の方々が担任の保育士さんや園長先生とご相談するという形の機能のことを指しております。

金丸委員

その前に、「基幹園として」と書いてありますよね。基幹園と書いてあるということを普通に考えると、その各園に通う子の保護者の人たちの相談に対応するだけではなくて、例えばその周りにある私立の保育園だとかの保護者に対する対応もここでやりますと読めるのですけども、そういう理解でよろしいんですか。

子育て推進課長

すみません、説明が漏れました。私立の保育園の保護者や、また、保育園に就園されていない子育て家庭の方々からの相談も受け付けるという形になります。区立の保育園は、そうしたイベントを季節の行事なりでやってございます。季節の行事なりを実施している中で、保護者からの相談がありましたらば、お子さんの発達の状況とかにつきましては、各保育園の保育士がご相談を受け付けて、応じるという形をとっております。

中川委員長

金丸委員。

金 丸 委 員	そうしますと、2つの問題があって、1つは、同じ園の中の保護者の方々は問題ないとしても、それ以外の人たちのアナウンスの問題が1つあるだろうと思うんですね。もう一つは、区立園の、例えば保育士などが対応するのではなくて、もう少し、プロというんでしょうか、資格のある相談員をそれぞれに配置するということも含めて考えていらっしゃるんでしょうか。
子育て推進課長	どこまでの相談に応じるかというところは非常に難しいと思っています。この4月から新たに子育てコーディネーターの養成講座を行って、養成をしているところです。そのコーディネーターの方々を保育園に派遣しまして、相談に応じるといったことも、今後検討する課題の1つとは思っております。どこまで人数が養成できるかによりますが、そうしたことも検討したいと考えております。
金 丸 委 員	ありがとうございます。
中川委員長	どうぞ。古川委員。
古 川 委 員	今の件ですけれども、金丸委員からもあった、アナウンスの仕方なんですが、園に通っているお子さんは相談しやすいと思います。未就園児も、園がいろいろ開放の時間帯を設けていて、その中にざくばらんな相談ができるような時間帯もあったように思うんですが、私立の保育園のほうはどういうふうに。私立の保育園のほうに、区立の保育園なりに相談窓口がありますとか、そういったアナウンスはされているんでしょうか。
子育て推進課長	今ご質問いただいた私立の保育園の、例えば保育士さんが区立の保育士さんにざくばらんなご相談ができるかというところ、現状でどこの園でも必ずできているかとなると、特に大手町や丸の内にある認証保育所さんについては、近所に区立の園がないということで、少々難しいかなと思います。園長さん同士は区内の保育施設連絡会を開催しておりまして、園長さん同士で結構ご相談をいろいろやりとりされているようです。それは私立から区立だったり、私立と私立でご相談されているというお話も聞いてございます。ですので、園長さん同士では大分できているかなとは思っております。
	ただ、担任を持っている保育士さんが、区立の保育士さん、担任を持っている保育士さんにご相談ができるかとなると、そこまでは、現状把握はしていないところです。
古 川 委 員	ありがとうございます。
中川委員長	教育長。
教 育 長	この点検・評価は、有識者の意見を参考に、教育委員会自身が、自分の事務を点検・評価するということです。今回、有識者のご意見と、事務局で何回か議論した案を協議案として提示させていただいていますが、今、金丸委員と古川委員からいただいたご意見は、教育委員会として今後この事業を進めていく上での留意点として、重要なところだと思いますので、私立園へのサポートのことも含めて、表現については、もう少し方向性がわかるような形で、書き加えさせていただきたいと思います。次回の教育委員会までに検討させていただきます。

中川委員長	わかりました。
	金丸委員。
金丸委員	よろしいでしょうか。1点質問なのですが、こういう質問をすることは適当なのかどうかわからないのですが。37ページの最初の丸、「居所不明児への対応については」云々という文章がありますね。千代田区でも居所不明児はいるという認識なのでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	実際には調査をかけて、居所不明児は、今、ゼロという状況です。例えば保健所で3歳児健診を受けていないお子さんで、何度かご家庭を訪問しても反応がないというご家庭があるので、一時的にはそういうお子さんは居所不明児ということで調査に入るとい形になっています。
金丸委員	ありがとうございます。
中川委員長	よろしいですか。
古川委員	感想なのですが、今回ICTに関しても、いろいろ有識者の先生方からご指摘いただいていたいました。34ページになります。上段で、今後の取り組みの方向性が書かれておりますが、神田一橋中学校のICT機器の活用についての研究発表を参観しまして、それで、大分多教科で適切に工夫されて、いろいろな形でICT機器が活用されているなという印象を受けました。研究発表会で校長先生の言葉にもあったのですけれども、研究が始まったばかりで、これから研究を積んでいくということでしたが、今後も研究を積み重ねていただいて、その成果を区内で共有できるといいなと思っています。
	あと、ここに出ているホームページのコンテンツの充実を検討していくということがありましたが、研究発表会で、ホームページを活用した授業内容の配信等への試行を始めていらっしゃいました。とても興味深かったです。まだ、試行の段階だったのですけれども、どんどん深めていってほしいなと思っています。
	あと、区立園、私立園の連携についてなんですけど、いろいろな形で連携の形がとられているなと感じております。
	今年度、ふじみこども園に指導課訪問で伺ったときに、グローバルキッズ飯田橋こども園さんが視察にいらしていました。そういう施設見学もとてもいいと思いますし、その中で、園長先生とふじみこども園さんで、今度こども園で講師の先生がいらっしゃる研修保育があるから、そちらにもいらっしゃいませんかなんて声をかけていらっしゃいました。近隣の園同士ということもありますが、そういった交流が盛んになって、今後も保育スキルを共有していったほしいなと思いました。
	あと、35ページの下段のほうの下から2番目なのですが、「危機管理アドバイザーによる保育環境のチェック等を行い」とありますが、この保育環境のチェックというのはどのくらいの頻度で行われているものなのでしょうか。
子育て推進課長	今お話をいただきました危機管理アドバイザーによるチェックでございますが、大体月に2回程度、多くて四、五園回っていただいて、こういった形

	で保育をされているのか等々、あと、園の周りを見ていただいて、交通状況等を見ていただいたり、保育だけではなくて、さまざまな危機管理という形の部分を、巡回指導員と一緒に今見ていただいているところでございます。
古 川 委 員	ありがとうございます。
中川委員長	幾つかご質問をさせていただきたいんですが、19ページに、下の「事業実績に関する評価」というところで、「ポピンズアフタースクール一番町学童クラブも平成25年12月開設から1年が過ぎ定員40名のところ、平成26年度の利用者は20名となりました」と書いてあるのですけれど、これは予想よりすごく少なかったということなんでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	そのとおりでございます。
中川委員長	それに対しては、また、何かこれから考えていくということでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	傾向としては、学校施設外の私立学童クラブは、定員に到達するまで、3年ぐらいかかっています。タイムラグというか、学年進行で、1年生がそのまま持ち上がり、新しい1年生が入ってくるということで、現在、27年度に関してはもう、40名程度の入会があります。もう少し早く埋まる工夫は必要だと考えていますけれども、お時間を頂戴しながら進めているという状況です。
中川委員長	それから、次のページの一番下ですけど、「このほか、富士見小学校併設の富士見わんぱくひろば」云々で、「神田学童クラブがあり、予算は別途計上しています」の、これは、「別途計上」というのはどういう理由で別途計上なのでしょう。
児童・家庭支援センター所長	こちらに関しては、この決算額ではなくて、別に富士見わんぱくひろば全体の運営経費の中に学童クラブの経費が入っていたり、神田児童館は、区立の学童クラブということで、この予算以外の形で、学童クラブ事業運営の中に、別途計上になっております。
中川委員長	それから、23ページなのですけど、「事業実績に対する評価」の中で、「平成26年度から新規に開始した障害児放課後居場所事業の利用登録者は4名に留まっていますが」ということが書いてあるんですけど、これは周知の仕方が足りなかったとか、どんな理由があるのでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	該当のお子様には周知を行ってきたのですが、実際、利用がもう少しあると想定をしていましたが、ふたをあけて見ると、今、西神田1カ所ということなので、例えば麴町エリアの方は、学校から戻ってきて西神田まで行って、それでまたお迎えをということになるため、想定よりも移動の時間とか距離とかの理由があって、最終的な利用登録が少なかったという状況になっています。
中川委員長	そうですか。それに関しては、せっかく「風ぐるま」が運行しているので、その辺を、もう少し有機的に回る工夫ということではできないのでしょうか。教育委員会だけの問題ではないと思うのですが、そういうことも提案していただけたらと思います。
児童・家庭支援センター所長	「風ぐるま」に関しては、今、利用者にヒアリングをするという動きがあ

	るように聞いております。その中で、我々のほうもこういった施設に利用されている保護者あるいは利用者の方へきちんと伝えていける形で、ヒアリング等があった際には、この日にこういう形でご意見をいただけると要望が伝わりやすくなりますよということで、ご案内をしていこうと思っています。
中川委員長	よろしく願いいたします。 ほかはいかがでしょう。 金丸委員。
金丸委員	私はまだ理解していなくて。今のところ、23ページの事業実績のところですが、①は利用児童者数になっていて、②は利用登録者数ということですよ。利用登録者というのは、実際に利用しているという意味ではなくて、利用する権限を確保するというか、そういうつもりがありますよという範囲でとどまるのか、どちらでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	利用児童者数に関しては、居場所づくりというと、（１）のほうの中高生タイムということで、誰でも、中学生、高校生が来られるという利用者数の目標値になっています。 障害児で②のほうの利用登録者数は、障害児放課後居場所事業の登録ということで、こちらは、支援員がつく関係があって、事前に登録をしていただいて、利用にあわせて人が張りついてお子さんを見るという仕組みになっています。そういう意味では、利用する、まず状況をつくるための登録という形です。こちらに関しては、障害をお持ちの方、特別支援学校や特別支援学級に通っているお子さん利用ということなので、その違いがございます。
金丸委員	よろしいですか。ということは、この１、２は比較対象にはならないわけですね、趣旨としてね。もし可能であればなんですが、②も、もちろん登録者数もさることながら、同じように延べ人数で、何人使っているかがわかると、比較にはならないにしても、実態がわかりやすくなるかなという気はするんですが。 （２）に書いてある、左側の22ページの（２）がそうですか。
中川委員長	212人ということですか。
児童・家庭支援センター所長	すみません。利用人数に関しては、22ページの（２）のところの新規というところの人数でございます。
金丸委員	ありがとうございます。
中川委員長	よろしいですか、ほかに。
教育長	よく内容をお読みになって、ほかにも教育委員会の意見として付記したり、書き方を改めたほうが良いと思われるところがあれば、事務局にご連絡ください。事務局で精査して、より教育委員会の皆さんの意見が反映された点検・評価としていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
中川委員長	わかりました。それはどちらに連絡すればよいですか。
子ども総務課長	子ども総務課にお願いいたします。
金丸委員	忘れないうちに１点だけ。34ページ、１つ目の黒丸の下のほうですけれども、「情報モラルに関する学習を進め」は、実はこの言葉だけでいいのかな

という問題があって、実際今の大きな問題の1つは、情報モラルそのものですので、過去に千代田区もいろんな情報モラルに関するトラブルが発生してきている。これに対してどういう教育をしていくのかというのは、実はすごく大きな問題なのではないかと思ったのです。そう考えたときに、このわずかな数字で済ましていいのだろうかという疑問があります。

中川委員長 それに関して、千代田区としてどうしていくかをきちんとということですね。

指導課長 最近は都教委のほうでも、これを大きな課題と捉えまして、SNS、さまざまな情報関係の発達に応じて、子どもたちはどんどんそういったものを大人以上に吸収してまいります。その対応に対して、やはりそういった情報セキュリティも含めて、危機管理意識というのが後から追っかけているような状況がありますので、本教育委員会としましても、そうした対策をさらに充実させていきたいと考えております。

金丸委員 よろしくをお願いします。

中川委員長 お願いします。
ほかはよろしいですか。

(なし)

中川委員長 この件に関しましては、改めて議案として提出し、決定することといたします。

次に、千代田区指定文化財の指定について、文化振興課長より説明をお願いいたします。

文化振興課長 それでは、お配りしました資料に基づきまして、ご協議をさせていただきたいと思っております。

平成28年度千代田区指定文化財の指定につきまして、ご協議をお願いいたします。

本年の1月28日に開催しました第4回千代田区文化財保護審議会におきまして、資料にもございますように、新規の指定物件、すみません、こちら、誤記でございます、(3件)とございますけど、(1件)の間違いでございます。ご訂正をよろしくお願いいたします。そちらの新規指定物件のほか、追加の指定物件2件、合計3件の物件につきまして、平成28年度千代田区指定文化財として指定することが適切である旨、答申を受けました。それについてご協議をするものでございます。

資料をめぐっていただきまして、こちらの資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、新規指定物件の1件でございます。指定有形文化財(考古資料)という形になります。有楽町一丁目遺跡出土松平藤井家関係資料319点でございます。

こちら、日比谷公園の近くでございます三信ビルというものがございまして、ご存じでいらっしゃるでしょうか。そちらが再開発ということになりまして、今、建て替えをしているところでございますけども、その三信ビ

ルの横に区道がございまして、そちらにつきまして、平成25年4月から8月、4カ月間調査をさせていただきました。調査の報告書につきましては、平成27年3月調査報告を受けてございます。

こちらの年代は、江戸時代ということで、ここで出土されたものにつきましては、日比谷図書文化館の文化財事務室に今ございます。所有者は区の教育委員会になります。

本件は、有楽町一丁目遺跡の発掘調査によって出土した遺物の一部でございまして、明暦3年、明暦の大火に伴う火災層の下層から、慶長13年前後から天和3年まで当該地を排領した譜代大名である松平藤井家屋敷跡に関する遺構や遺物が多数検出されてございます。江戸遺跡としまして出土例がほとんどない金箔瓦や装飾部材の出土、一括性が確認できる「揃い」の陶磁器の出土は絢爛な大名屋敷の一端を示す資料として大変興味深い成果と評価してございます。

大きく分けて、以下3点ございますけれども、裏面の写真と、ちょっと見づらいんですが、照らし合わせてご覧になっていただけるとわかりやすいかと思います。

まず、①ですけれども、明暦の大火の罹災の陶磁器類ということで、中国景德鎮、福建・広東・漳州窯などの舶来品のほか、肥前の磁器が出土してございます。特に、景德鎮磁器を多く含んでいるようでございまして、同じような形、同装飾、いわゆる「揃い」と言っておりますけれども、多数含まれてございまして、いわゆる高級品のまとまりが多く、舶載も国産も同様の傾向にあるということで、本資料は揃いの皿が復元でき、保有されていたセットの状況を知ることができる貴重な資料と捉えてございます。

次に、②瓦です。金箔瓦を含むものでございます。本遺跡から江戸初期の瓦がまとまって出土し、特に平位、平らに敷き詰められた瓦敷で、金箔瓦が多く出土しました。江戸遺跡において金箔瓦の出土例は多くございますけれども、その多くは破片であり、本遺跡のように17世紀初頭の金箔瓦を含む瓦が一括性の高い資料としてまとまって出土した点は極めて稀と言えます。これらの瓦、范型数が数種に限定されてございまして、複数瓦種によるセット関係の復元が可能という点でも貴重であるというものでございます。

写真で、わかりづらいかもしれませんが、かすかに金箔が施されてございまして、このほかに多々ございますけれども、五七の桐の紋が描かれているというものでございます。

次に、③装飾部材、側板と蓋を伴う木組の下水溝から出土したものでございます。装飾部材は大形のもの和小形のものがそれぞれ1枚ずつ出土いたしました。ともに良質のヒノキ材を使用し、表面全体が黒の漆で塗られ、絵模様部分には金箔が施されている。出土した装飾部材は、装飾化粧板と考えられ、『江戸図屏風』というものがあるんですけれども、これは日比谷に展示しておりますけれども、描かれた寛永期の大名屋敷を構成する建築部材の一部で、華やかな安土桃山時代の建築物が存在していたことを示す貴重な資料と

言えると思います。

指定の理由ですが、江戸時代初期の江戸の大名屋敷は江戸図屏風に見られるような門や殿舎に漆や金箔を施すなど豪華絢爛な造りが多くございました。その後、華美な屋敷の建設が禁じられたり、または先ほど申しました明暦の大火により多くは焼失してございますけども、今回の出土品は、江戸初期における江戸の大名屋敷やその他、その生活実態は依然不明な点がかなり多いのですけども、その中でも、本件資料は桃山風の名残を残す慶長から寛永期における江戸の大名屋敷の建築の一端と食膳具の実態を知る上で貴重な資料であるということで、今回指定をお願いするものでございます。

続きまして、よろしいでしょうか。以下は追加の指定ということで、2件、今回ご協議をさせていただいております。お言葉どおり、追加ということで、既に指定をさせていただいております文化財に対して、新たに寄贈または寄託が行われて、新たにその指定をさせていただくというものでございます。

まず、1点目、千代田区有形文化財（絵画・書籍）ということでございます。

こちら、三谷家美術資料ということで、よく皆様お耳にする形かと思えますけど、千代田区に江戸初期からたなもの問屋として、豪商という形で、明治、昭和まで続いた商家でございます。こちらにつきましては、何度か調査報告書という形で、教育委員の皆様にご報告させていただきまして、今回指定させていただきます追加の指定の部分につきましては、「ある商家の軌跡2」という形で、平成26年3月に発行しました調査報告書、分厚いので記憶にあるかもしれませんが、教育委員の皆様にお送りしてございますが、こちらに載せてあるものが今回文化財の指定になるということでございます。

ご説明をさせていただきます。三谷家美術資料、年代は幕末から明治中期というものでございまして、こちらの資料につきましては、全てが寄贈という形で文化財事務室にございまして、所有者は教育委員会というふうになってございます。

こちら資料の裏側に写真がございまして、照らし合わせながらご覧になっていただければと思います。

大きく分けて、今回この寄贈の資料4点ございまして、まず1つ、掛軸ということで、「白」と名づけておりますが、絹本。絹でできている紙の上に「白」と題するような詞書の絵が配されているものでございますが、保存状態が悪く、退色が甚だしく、内容を読み取ることができないものがまず1点ございます。

次に、同じく掛軸でございまして、同じく絹の高価な紙の上に、こちらは亀田鵬斎という有名な書家が書かれたものでございまして「蓬萊に 問はや廓の はつ芸者」という句とともに、三味線の撥などとともに絵が描かれてございます。こちら、写真があるのですが裏面の下側の右側の絵がそれ

に相当するのですが、そちらが今回に該当するものでございます。

次に、3点目に画帖という形で、今回の寄贈主は、この三谷家に出入りをしておりました大工さん、ここにお名前がございます多田康代さんという方からの寄贈ということでございまして、この三谷家からいただいたこの資料を、スケッチブックに張り込んでしまったということがございまして、そのために画帖と言わせていただいています。こういった絵のものにつきまして、こちらにございますように、柴田是真さんが晩年に描いたものでございます。

4点目が同じく掛軸で、鐘馗図、裏面の下側の左側の図でございまして、鐘馗図でございまして、本図は、いわゆる歌川豊国、三代豊国の肉筆画でございまして、青鬼を捕えた鐘馗の姿が描かれているというもので、いずれもその三谷家に残されていたものでございまして、当時三谷家の八代目、紀伊国屋長三郎ということで、紀伊国屋というのが屋号でございまして、長三郎という名がずっと伝わってきたということで、八代目の方と三代豊国、歌川豊国との交流が伺えるというものでございます。

指定理由でございますけども、これらの絵画資料から、紀伊国屋三谷家と三代歌川豊国・柴田是真ら浮世絵師・日本画家、そして書家の亀田鵬斎らとの交流関係が伺える。それとともに、既に文化財指定された幕末錦絵の製作過程を知ることのできる版下絵・錦絵類との深い関連性が指摘されるということで、貴重な資料という形で、今回既に指定されたものに加えさせていただくというものでございます。

最後に、追加資料の2点目でございます。めくっていただきまして、同じ歴史資料、三谷家文書という形で、この内訳は、全部で186点ございますけども、収蔵資料161点、これを平成26年に寄贈をされたものでございます。先ほどと同じですね。大工さんの娘さんの多田康代さんから寄贈を受けたもの。さらに、寄託資料の25点というのは、三谷家ご本人のほうからお預かりをした資料の25点をあわせて186点、今回追加をさせていただくものでございます。

年代は、近世後期、江戸後期から昭和20年代というものでございまして、こちらのものは、今、文化財及び所有者である三谷さんがお持ちになっているという形、所在は全て文化財事務室でお預かりをしております。

概要でございますけども、当該資料は、神田の商家三谷家に伝来する資料群のうち古文書・記録類で、以前に文化財指定された資料と内容的にも年代的にも符号するものであり、すみません、「別添目録」とありますが、これは別添目録をつけておりませんので、これは削っていただきたいと思いますけども、そういった資料、寄託資料、寄贈資料から構成されて、その内容から、ここに記載のあるような資料群に分類をされるものでございます。

指定理由としましては、三谷家十代目長三郎については、既に神田地域の小学校などに多くの寄附をしたことで知られ、現在でも彼の教育面で果たした功績やその人柄が地域の人々に語り継がれているほか、東京の伸銅品問屋

	の間では、戦前の株式会社三谷本店の系譜を引く問屋が数軒現存することもあるって、経営面に強い関心の目が注がれていました。その意味で、今回の資料は、この会社の帳簿ですとか記録類は、十代目時代の経営状況の詳細を伝えるものとして非常に重要な資料ということで、既に指定されている資料に追加して指定をさせていただきたいというものでございます。
	説明は以上でございます。
中川委員長	説明が終わりました。
	ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。
金丸委員	全然異存はないのですけれども、次々に発掘されたりして、一体どこまで保管し切れるのかという問題がきつと出てくるのではないかと。それは、今から想定すること自身が無理なのかなと思いつつ、やはりどこかに限界が来るとすると、どこまで指定を残すかというのも本当は考えておかなければいけないのかなという感じがしました。
文化振興課長	大変ありがたいご意見をいただきました。今おっしゃるとおり、2020年東京オリンピックに向けて、地域の再開発とかいろいろございまして、埋蔵文化財資料というのは本当にいっぱい出てきて、保管が厳しくなる状況でございます。今現在、日比谷図書文化館の収蔵庫、また、以前は書庫として使っていた部分を収蔵庫に変えて使わせていただきながら、何とかしのいでいる部分がございます。実は今後、そういった中長期的な先々のことを考えまして、28年度は、収蔵計画を策定して、保存計画を万全にしたいと思っております。
中川委員長	よろしいですか。
	(な し)
中川委員長	では、この件に関しましては、改めて議案として提出し、決定することといたします。よろしくをお願いいたします。
	では、文化振興課長がいらっしゃるので、よかったなと思ったんですが。実は、先週の土曜日に、和洋学園で硯友社の今度アーカイブをつくるということで、それについてのいろいろなお話を伺うということで、教育委員会で招待されまして伺ったんですが、あそこところに硯友社跡という立て看板が出ていますよね。あそこに石の碑があったのに、あれはどこへ行ったのかと聞かれたんですが。
文化振興課長	確認してお知らせいたします。
中川委員長	そうですね。あと、塙保己一の居住跡か何か、そのお濠端にあったのに、今、駐車場になって、何も出ていないんだけど、どうなっているんでしょう。大分言われちゃいましたので。その辺、金丸委員がおっしゃったように、とっておくのも大変だろうと思うんですけども、必要なものはきちんととっておかないと、後で問題になると思いますので。
文化振興課長	今の2件、今すぐにお答えできませんので、また確認させていただき、後日ご報告させていただければと思います。よろしくをお願いいたします。
中川委員長	お願いします。

それでは、次に行きたいと思います。

◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 平成28年第1回区議会定例会報告
- (2) 教育事務に関する議案に係る意見聴取

子育て推進課

- (1) 平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金の申請状況等
- (2) 保育機能を備えた子育て支援施設運営事業者の選定結果

指導課

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成28年1月）

文化振興課

- (1) 龍星閣竹久夢二コレクションの寄贈

中川委員長

日程第3、報告に入ります。

平成28年第1回区議会定例会報告について、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、平成28年第1回区議会定例会についてご報告させていただきます。

本日、資料を3点おつけしてございます。1つが縦書きのもの、千代田区議会定例会区長招集挨拶、それからもう一つが、横書きのホチキスどめのもの、平成28年第1回区議会定例会発言通告書（総括表）というもの、最後に、A4のもので1枚、千代田区議会平成28年第1回定例会の日程の案でございます。

それでは、まず初めに、区長の招集挨拶のほうから簡単にご説明させていただきます。

今回、次世代教育関係につきましては、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページ、「次世代育成に関する取り組み」というところでございます。今回の区長招集挨拶につきましては、次世代育成、それから教育については、まず、次世代育成関係といたしまして、隣の11ページ目に行きまして、保育園、学童クラブの待機児童ゼロの継続を目指していくということ、それからその下、12ページ目になりますが、あわせて保育士の処遇改善や確保に関する支援を強化していくということを区長挨拶で述べてございます。

それから、学校教育に関しましては、いじめの問題について言及がございました。おめくりいただきまして、13ページ目になりますが、いじめの問題については、地域全体でいじめのないまちを目指していくということで、挨拶の中で述べてございます。

それから、その横になりますが、現在のところ乳幼児人口は増加の傾向にありますが、単学級の学校もございまして、少規模学校のよさを考えた学校教育というものを今後考えて検討していく必要があるということで、現在の

小学校8校、それから、幼稚園（こども園）8園、それから中学校2校、中等教育学校1校の体制を堅持しつつも、そうした小規模校のよさを発揮した学校教育のあり方を考える必要があると言及してございます。

それから、その下、14ページ目、最後になりますが、この後もご説明させていただきますが、委員の皆様にもご参加いただいている総合教育会議におきまして、いじめを初めとする教育課題について、今後検討していきたいということと、それから、現在総合教育会議で検討してございます共有ビジョン、また、教育大綱について、未知の課題と立ち向かい、新たな価値を創造する担い手となることができるような人間力の育成を目指していくということで検討を進めているということを述べてございます。

区長の招集挨拶につきましては以上でございます。

それから、次に、区議会定例会における発言通告書、横書きのものをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、今回の区議会定例会におきまして、発言通告というところから来ているものでございます。本日は個別に説明することは致しませんが、教育、それから次世代関係のものにつきましては、網かけになってございますので、ご確認いただきたいと思います。

こちらの答弁内容につきましては、現在、対策会議等で検討しているところでございますので、改めてご報告させていただきたいと思います。

日程につきましては、こちらの日程案をご覧いただきたいと思います。

ご説明につきましては以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

教育長。

教 育 長

明日が代表質問と一般質問の一部、それから明後日が残りの一般質問という日程になっています。

中川委員長

その間に、質問が大体終わるということですね。

教 育 長

今、答弁の対策会議をやってしまして、明日と明後日で、質問に対する理事者側の答弁をするという形になります。

中川委員長

ご苦労さまです。

金丸委員

よろしいでしょうか。9番目の牛尾議員からの質問の中に、「教育への経済的支援の強化を」という項目がございますよね。これ自身にどうこうというんではなくて、こういう質問を契機にして、学校給食の給食費未払いの問題の解決に繋がれたらいいなという気がしてなりません。

簡単に言うと、例えば給食費の補助を出す場合も、原則的に直接学校に払っていいという承諾書を保護者が書かないと、保護者に払わなければいけないという形態が非常に大きな問題だろうと思っていまして、補助は出たけれども給食費を払えてないという実態が生じることがありますよね。この質問の本質ではないんですけども、同じように、子どもたちの給食費を援助する以上は、確実に学校の給食費会計にそのまま入るような、そんな方向づけ

	ができるとありがたいなと思います。
中川委員長	いろいろその対策で苦慮なさっていらした金丸委員。
金丸委員	私が苦慮するというよりも、大体は学校の校長先生がポケットマネーで立て替えるということが結構あって、その金額が相当高額になる場合もあるとお聞きしているものですから、その辺も対策としてやはり考えていかなければいけないと思います。
中川委員長	教育長、何か。
教 育 長	給食費に関しては、1つは給食費そのものを公費で補助できないかという議論がございます。それから、今、金丸委員がおっしゃったように、給食費の未払いに対する対応というのが、非常に大きな問題です。自治体によっては、例えば給食費を公会計化してしまっているところもありますし、給食費の徴収を別の機関に委託するような形で対応しているところもあるようです。それから確実に個人に対する援助が給食費に使われるような仕組みづくりというところも大きな課題です。学校現場からもいろいろご要望をいただいています。事務局でもこれらの問題は、課題として受けとめていて、職員の間でもいろいろ議論しているところです。何らかの形で方向性が出せればと思っております。
金丸委員	よろしくお願いします。
中川委員長	ありがとうございました。 それでは、よろしいですか。 (な し)
中川委員長	次に参ります。 次に、教育事務に関する議案に係る意見聴取について、子ども総務課長より報告をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、子ども総務課からの報告事項、2件目、教育事務に関する議案に係る意見聴取でございます。 こちらにつきましては、本日、資料を一部おつけしてございますので、そちらをご覧くださいと思います。 前回の教育委員会で議決いただきました3件の条例、こちらの条例につきまして、ご議決の際に内容趣旨に相違がない場合には、区長からの意見聴取に対し異議なしの旨で回答するという事で議決いただいておりますので、その旨回答したというご報告でございます。 ご説明につきましては以上です。
中川委員長	はい。ありがとうございました。 この件に関しましてご意見、ご質問は、よろしいですね。 (な し)
中川委員長	では、次に行きたいと思います。 次に、平成27年度子育て世帯臨時特別給付金の申請状況等について、子育て推進課長より報告をお願いいたします。
子育て推進課長	本日、1枚ぺらで教育委員会資料としてご提出しております。今年度、平

成27年度の子育て世帯臨時特例給付金の申請状況についてでございます。

まず、昨年の10月から、支給の受け付けておりまして、このたび2月15日に申請の受け付けを終了いたしました。

まず、1番の申請状況のほうでございます。支給につきましては、合計の数が2,227人ということで、不支給につきましては、公務員の方3名ということで、申請者トータルは2,230名でございました。公務員の方々は、通常であれば、児童手当は各所庁のほうから出ますので、我々は対象を把握できないといったところでございます。

続きまして、支給の決定額でございます。こちら、トータル合計が1,009万5,000円ということで、対象の児童数は3,365人でございました。

備考のほうに書かせていただいておりますが、予算上は4,100人程度を想定しておりまして、82.1%の執行率となりました。

実施のスケジュールは先ほど申し上げたとおりでございまして、4番の区民等への周知につきましては、10月13日につきまして、27年6月分の児童手当の受給者に対して郵送でお送りさせていただきました。その後、12月18日には未申請者の方々には、申請の勧奨の通知のほう、474名分送らせていただいたものでございます。

また、広報千代田、ホームページにつきましては、ご覧のと通りの周知をさせていただいたところです。

こちらにつきましては、裏面に入りまして、昨年度との変更点のところだけ申し上げますが、平成26年度につきましては給付の金額が1万円のところ、3,000円になったところでございます。

それと、生活保護の受給者や臨時福祉給付金の対象者でも受給ができるといったものでございます。平成26年度につきましては、こちら両方とも給付が受けられないといったものになってございましたが、平成27年度は両方とも受けられるというものでございます。

また、こちらにつきましては、国が正式に平成28年度は実施をしないという形になってございますので、来年度はこの事業はないと、現在のところ国のほうからの通知が来てございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

はい。

この件に関しまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

(な し)

中川委員長

では、特にないようですので、次に行きたいと思います。

次に、保育機能を備えた子育て支援施設設置運営事業者の選定結果について、子育て推進課長より報告をお願いいたします。

子育て推進課長

それでは、保育機能を備えた子育て支援施設の設置運営事業者の選定結果をご報告させていただきます。

こちらにつきましては、麴町保育園の仮園舎を活用した形の施設で、条件

つきの自由提案方式で事業者のほうを公募によるプロポーザル方式で募集、選定させていただきました。

2 番の募集概要のところをご覧くださいと思うんですが、事業者から待機児童対策のための一定の保育機能を備えた子育て支援施設の自由提案を受け付けさせていただきました。当初想定していた条件つきの自由提案の内容につきましては、以下のとおりとなります。

まず、保育機能としましては、区で認可ができます地域型保育事業の 2 つ、小規模保育事業と家庭的保育事業の 2 つでございます。小規模保育事業につきましては、定員が 6 名から 19 名、家庭的保育につきましては、定員が 1 名から 5 名という形の小規模な保育事業でございます。

それと、2 つ目、地域子ども・子育て支援事業で想定していた内容は、保育等の利用者の支援の事業、それと、地域子育て支援拠点事業、簡単に言ってしまうと、児童館の事業でございます。それと、一時預かり事業ということで、区でやっているものは一時預かり保育でございます

こちらのほう、採否を決定した日につきましては、先週 2 月 19 日でございます。

5 番の選定委員の構成でございますが、委員長は学識経験者を充てまして、委員につきましては、子ども部長、子育て推進課長、児童・家庭支援センター所長、それと学識経験者、保育、財務、労務の計 7 名で選定委員のほうを構成させていただきました。

そのうち、6 番につきましてご説明いたします。プロポーザルのほうの参加につきましては、ご覧の 3 社のほうに応募いただきまして、最終的には、7 番の被採用者のところになりますが、特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション、こちらの NPO 法人でございます。こちらの法人が採用されました。選定の理由としましては、子ども・子育て支援に関して十分な実績があり、本区の実情に関する理解やニーズに沿った提案がされ、取り組みへの意欲も高いことが評価されたものでございます。

裏面をご覧ください。（3）として、この NPO 法人のほうから提案された内容でございますが、保育機能としては、家庭的保育事業 2 室ということで、定員が 10 名でございます。それと、地域子ども・子育て支援事業としましては、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、それと、一時預かり事業ということで、この 3 つの事業、区が想定していた内容で行っていただけるというご提案でございました。

それから、8 番の選定結果の一覧表でございます。1,500 点が満点でございまして、それぞれ各者の点数がこの表の中に書いてございます。今回選定しました事業者は 1,063 点と、提案者の 2 は 568 点、提案者の 3 は 826 点ということで、1 がこちらの NPO のあい・ぽーとステーションさんという形の結果となりました。

報告は以上でございます。

ありがとうございました。

中川委員長

	この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 よろしいですか。何か。 金丸委員。
金 丸 委 員	1,500点満点というのは、項目ごとに配点がしてある、その結果ということなんでしょうか。
子育て推進課長	そのとおりでございます。大きく分けて8項目、委員のトータルの合計点が1,500点満点という形になっております。
中 川 委 員 長	それでは、これで、この件に関しましては特にないようですので、次に行きたいと思います。 いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況について、指導課長より報告をお願いいたします。
指 導 課 長	それでは、1月のいじめ、不登校、適応指導教室の状況についてご報告申し上げます。 まず、いじめにつきましては、新規案件はございませんでした。 解決案件は3件ございました。先月、新規案件で報告した小学校2年生の男子児童、小学校4年生の女兒、中学1年生の女子生徒の合計3名でございます。 これで、平成27年度のいじめ認知件数は、累計で20件、うち解決が13件、未解決で継続指導中の案件が7件ございます。 次に、不登校につきまして、1月に増えました不登校者は、小学校4年生の男子児童の1名でございます。この児童は、転出するという報告が学校からあり、先月は数から抜いて報告しておりましたが、結局転出しないで在籍が続いたことがわかりまして、今月新たに追加した形になっております。 今月減った不登校者数は3名でございます。小学5年生女兒は、病気による欠席であることがわかりましたので、数から除外いたしました。 中等教育学校の2名は、いずれも転学、転学先は海外となります。 続いて、今月、欠席が5日以内で、学校復帰できている児童生徒について報告いたします。小学校は、2年女兒1名と4年男児と女兒の合計3名。中学校は、1年男子1名と3年男子3名、女子1名の合計5名となります。中等教育学校は、6年男子生徒1名、合計で9名が今月の学校復帰数でございます。 これで1月末日現在の不登校者数は44名、うち未解決は35名となりました。 なお、不登校の割合ですが、小学校は都の平均を下回り、中・中等は都の平均並みという結果が出ております。 なお、中等後期課程は、都の全日制と比較した数字でございます。 最後に、適応指導教室につきまして、利用者数は今月増えた新たな利用者でございます。学校復帰ができた生徒が3名おりました。中学校2年生の男子生徒1名、中学3年生の男子生徒2名でございます。これで、今月の利用者数は6名となりました。

中川委員長	報告は以上でございます。 ありがとうございました。 この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら。 金丸委員。
金丸委員	前にも聞いたのかもしれませんが。この不登校者数の中には適応指導教室利用者数は入っているんですか。
指導課長	入っておりません。
金丸委員	もう一つ、不登校者の方の中で学校復帰ができたのは、それなりに今回は多くいますよね。その不登校の原因の特定のところに復帰の可能性のある人たちが多いのかどうかは、何かあるんでしょうか。不登校というのいろいろな原因があると思うんですよね。こういう原因のときには復帰がしやすいとか、そういうようなことは特にないでしょうか。
指導課長	学校と密に連携をとること、そして、保護者と連携をとりながら、協力体制が整うと、子どもも安心してまた学校に通える、または手順を踏みながら、いきなり登校を促すのではなくて……
金丸委員	要するに不登校の事由によって、こういう事由のときには、今おっしゃったようなことは絶対に必要なことですが、そういうことがうまく機能すると戻りやすい、こういうときには戻りにくいというような、そういう振り分けというのはあるのかなという、そういう質問なんです。
指導課長	まず、原因ですが、やはり人間関係のもつれが原因で不登校になるところは、その部分の問題が解決すれば、復帰に向けて可能性が高まるという傾向がございます。 そして、すみません、1点訂正でございますが、先ほど適応指導教室は出席扱いにするという形でお話ししたと思うんですが、実際に適応指導教室はまだ完全な学校への復帰ではないということです。これは、適応指導教室の利用者は不登校の生徒の数に含まれております。 適応指導教室に通いながら、学校にやっと復帰できたときに、ここの不登校の数字から数が消えるということでございましたので、先ほどの説明を訂正させていただきます。
金丸委員	よろしいでしょうか。いや、多分そういうことだろうと思って、でも、ちょっと疑問を持ったのは、中学校2年生ですけれども、適応指導教室はマイナス1なんです。今のお話だと、実は中学校のほうの不登校の復帰も1になって、未解決が9になるのではないかなと思ったものですから、どんなものなのだろうと思った次第です。
指導課長	これは、必ず適応指導教室から数が抜けたからといって、学校に通えた数だけではございませんので、そのまま多分家にひきこもってしまったりして、まだ学校には通えていないという数もありますので、必ずしも適応指導教室のマイナスが不登校者数のマイナスにつながっていくという関連はきちりあるわけではございません。
金丸委員	わかりました。

中川委員長	これはケース・バイ・ケースによって違うと思いますので、また、いつでもお話いただければと思います。
	教育長。
教 育 長	不登校の問題は、今、国を挙げて、非常に大きな教育上の課題になっています。文部科学省でも、有識者会議を設置して、不登校対策についての検討をしているところです。まだ中間のまとめの段階ですが、個々の子どもたちに対する支援計画をつくって、きめ細かくフォローしていくことが必要だというような意見が出されています。
	東京都も、同じような形で不登校対策の有識者会議をつくっておりまして、来年度に向けて、例えば教育委員会に専門スタッフ等からなる支援チームを設置するとか、あるいは学校ごとに不登校の子どもたちに対応するためのコーディネーター役の先生を指定するという報告が出されています。
	都教委では、今後それを踏まえた不登校対策についての方針を示して、順次それを各区の教育委員会では実施に移していくという方向になっています。千代田区でもそういった国とか東京都の動きを踏まえつつ、この問題にきちんと正対していく必要があると思っています。
中川委員長	ありがとうございます。
	では、次へ参ります。
	次に、龍星閣竹久夢二コレクションの寄贈について、文化振興課長より報告をお願いいたします。
文化振興課長	それでは、お手元にお配りしました龍星閣竹久夢二コレクション寄贈について、ご報告をさせていただきます。
	本件につきましては、昨年4月14日の当教育委員会におきまして、この寄贈者である龍星閣さんからの寄贈の申し出を受けて、当文化財事務室で предвариし、鋭意調査、確認作業を進めている旨ご報告をさせていただきました。その後の経緯、経過、またおさらいも含めてご報告をさせていただきます。
	龍星閣竹久夢二コレクションの寄贈についてでございます。
	寄贈者の龍星閣でございますけれども、九段南にございます出版社でございます、今既に廃業してございますけれども、かつては詩集、句集などの文芸出版社で、昭和8年、澤田伊知郎氏が創業したものでございます。特に、昭和16年に発行しました高村光太郎『智恵子抄』の出版社として名前が知られているところでございます。
	また、同時に、竹久夢二のコレクションの著作権も有していたということで、知られているところでございます。
	次に、これまでの経緯でございますけれども、創業者の長男、澤田大太郎氏から竹久夢二に関する作品資料等の寄贈の申し出がございました。私どもも千代田区に寄贈の申し出がございましたのは、当該コレクションの散逸を防ぐために、どうしても地元の千代田区に寄贈したいという強い思いがあったということで、申し出があったものでございます。

平成26年8月から4回に分けて、龍星閣、九段南のところから四番町、旧四番町歴史民俗資料館がございました、収蔵庫のほうに搬出をいたしまして、本年度、27年4月から同年7月まで、専門の学芸員が調査、確認作業をしていたところでございます。

この間、澤田氏と個々の資料の点数等の確認作業を同時に行い、原画・版画・書積（装幀本）・写真・文書など、合計1,194点、作品が735点、資料が459点を確認したところでございます。

平成27年11月12日付で、澤田氏から正式に資料寄贈申出書の提出がございまして、同年11月19日付で資料の受贈手続を完了したところでございます。

この資料につきましては、昨年12月7日から11日までの間、資料の消毒作業、燻蒸作業をさせていただきまして、現在は日比谷図書文化館の収蔵庫のほうで、手狭ですけれども、保管させていただいているところでございます。

竹久夢二、ご案内のとおり、大正ロマンを代表する画家として現在でも大変人気の高い芸術家でございまして、この龍星閣と夢二の関係についても調査をしたところわかってございました。竹久夢二、平成9年に亡くなってから、夢二について龍星閣が再び着目し、特に昭和30年から40年にかけて、数々の雑誌を発行するなり、全国で展覧会を大々的に開催するようになり、また、竹久夢二のブームが再来した立役者と評価されているところでございます。

めくっていただきまして、このコレクションの特徴でございますけど、特に美術作品735点でございますけれども、日本画、木版画、スケッチ、雑誌挿絵原画、装丁本など、幅広いジャンルのものがございまして、幅広く収集したすぐれたコレクションと評価させていただいております。中には貴重な作品も含まれているものでございます。個人のコレクションとしてこれだけ大量に持っているところも全国的に珍しいというところでございまして、他の竹久夢二のコレクションを展示しております美術館がございまして、決してそれに引けをとらない質と量でございます。

この間、また、寄贈されました中には、書簡、お手紙がある中で、そちらを分析していきますと、大変、竹久夢二と千代田区とのゆかりがある、こちらにございますように、千代田区にも転々とお住まいになったということがわかってきているということでございます。

今後の作業でございますけれども、平成28年4月から、個々の資料の詳細調査を始め、竹久夢二に関係する美術館、博物館と連携しながら、また有識者の意見聴取なども行いながら、概要報告書を作成するとともに、今後の活用について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

中には保存状況が悪いものもございまして、そういったものにつきましても、修理、修復を図っていきたくてございまして。もう既にお隣の文京区の竹久夢二美術館から、数点資料の貸し出しというようなご依頼もいただいております。

説明は以上でございます。

中川委員長	ありがとうございました。 この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。
金丸委員	一言。先ほどの文化財も含めて、千代田区ってすごいところだなと改めて思いました。これをどれだけ上手に展示して、一般の人たちに公開できるかがポイントかなと思うんです。
中川委員長	そうですね。 そのほかはよろしいですか。

(な し)

◎日程４ その他

子ども総務課

(１) 第３回千代田区総合教育会議の開催

(２) 教育委員会行事予定表

(３) 広報千代田（３月５日号）掲載事項

中川委員長	では、そのほかはないようですので、第４、その他に入りたいと思います。
子ども総務課長	子ども総務課長より報告をお願いいたします。 それでは、子ども総務課からその他事項といたしまして、３点ご報告させていただきます。
	１点目、第３回千代田区総合教育会議の開催でございます。
	２月２９日の午後４時から教育委員会室で開催を予定してございますので、ご出席のほうよろしくをお願いいたします。
	議題につきましては、前回もご議論いただきました（仮称）共育ビジョン、教育大綱となるものと予定されてございますが、こちらについてご意見をいただきたいと考えてございます。
	それから、２点目、教育委員会の行事予定、３点目、広報千代田の掲載事項については、資料のほうをご覧いただきたいと思います。
	なお、２９日、総合教育会議の前に、臨時の教育委員会を１５時から開催したいと思いますので、そちらのご出席もよろしくお願いいたします。
	ご説明は以上でございます。
中川委員長	この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら。よろしいでしょうか。
	(な し)
中川委員長	特にないようですので。 ほかの課長さんから何かありますでしょうか。よろしいですか。
	お願いします。
金丸委員	先ほどの不登校に関係するのか、関係しないのか、よくわからないんですけども、今日のＮＨＫの朝、睡眠の教育、眠育ということについての放送

があったんですね。要するに、今の子どもたちは睡眠時間が非常に短いために、体にいろんなトラブルがあって、また学校にも来られなくなっている。それを理論的に、睡眠がどれだけ大切なものを子どもたちにきちんと教育すると、その睡眠状況が改善されていくというような話題がありまして。ひょっとしたら、それも1つの不登校の、もちろん全部ではないんですけど、解決の一助になるのかなと。中には睡眠時間2時間とか、そういう子たちもいっぱいいると。12時を過ぎて家に帰る子たちもいっぱいいると。そうすると、非常に睡眠時間が少ないけど、その睡眠時間が少ないことはいけないんだよというのではなくて、睡眠時間がどれだけ大切なんだという教育をすることが、結果としていい状況を生み出すんだというような放送だったんですね。もちろん放送ですから、それを全部丸々そのとおりだと言えないまでも、そういうものも必要かなという感じがいたしました。

中川委員長 生活のリズムというか、基本をきちんとするという。だから、早寝早起き朝御飯というのは、もうそれだけができれば、ある程度、80%以上は健康を守れるのではないかという気がするんですけども。なかなかそこが、子どもだけでなく、保護者のほうに気をつけていただきたいですね。

金丸委員 あと、実は、睡眠が十分とれば、いらいらも少なくなるので、学校の人間関係のトラブルも少しは減少していくんだろーとは思いますが。

中川委員長 そうですね。いろいろあると思います。

総合教育会議なんかでも、そういうようなことも含めて、子どもの健全育成にということで議論していければいいかなと思いますけども。

私のほうから、先ほども少し触れたんですけど、この間土曜日に硯友社のアーカイブをつくるということで、和洋学園、和洋女子、九段には中学と高校ですけども、大学が市川のほうにあって、学園の方たちがいらっしやいました。地域に開かれた学校にしたいということをおっしゃってまして、そのアーカイブができたときには、地域の人にも公開したいということもおっしゃってました。だから、生徒の交流というのもできたらいいのではないかと思います。それから、千代田区には、千代田文学賞などもあるし、平和施使節団派遣事業もあるから、そういうものにぜひ参加してくださいということ言ってきました。私立も、できたら教育委員会といろいろ協力関係をつくりたいというのは思っていらっしゃるんだなというのは感じました。

ほかには何か。

指導課長 今回の不登校と適応指導教室の関係ですけども、それぞれ適応指導教室の復帰と、不登校者数のカウントの定義というのがありまして、例えば不登校者数の学校復帰については、1カ月の欠席が6日以内であれば、これは学校復帰とみなすということですね。適応指導教室に関しては、復帰ということは、教室を使わなくなったら復帰ということなので、そこのバランスの違いの中で、この数に違いが出るということがございます。

金丸委員 ありがとうございます。

中川委員長 | ほかにはよろしいですか。

(な し)

中川委員長 | それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。